

小委員会再編の経緯について

1. 小委員会再編の経緯

1

■ 自然再生協議会の現状と展望

- ・自然再生事業が軌道に乗り、個別事業の効果が示されてきた。今後は湿原全体の保全に対する評価にも展開していきたい。
- ・自然再生の取り組みを次世代に引き継ぐため、積極的に新たな委員、若手委員の登用を図っていきたい。
- ・小委員会を再編し、より効率的・効果的に事業の検討を行う体制としたい。

■ 再編のタイミングと経緯

- ・気候変動・カーボンニュートラルなど世の中が大きく変動
- ・全体構想20年(10年ごとに施策と評価方法の見直し)の節目
- ・取り組み、事業の切れ目(水循環、土砂流入)・(新規)雪裡地区自然再生

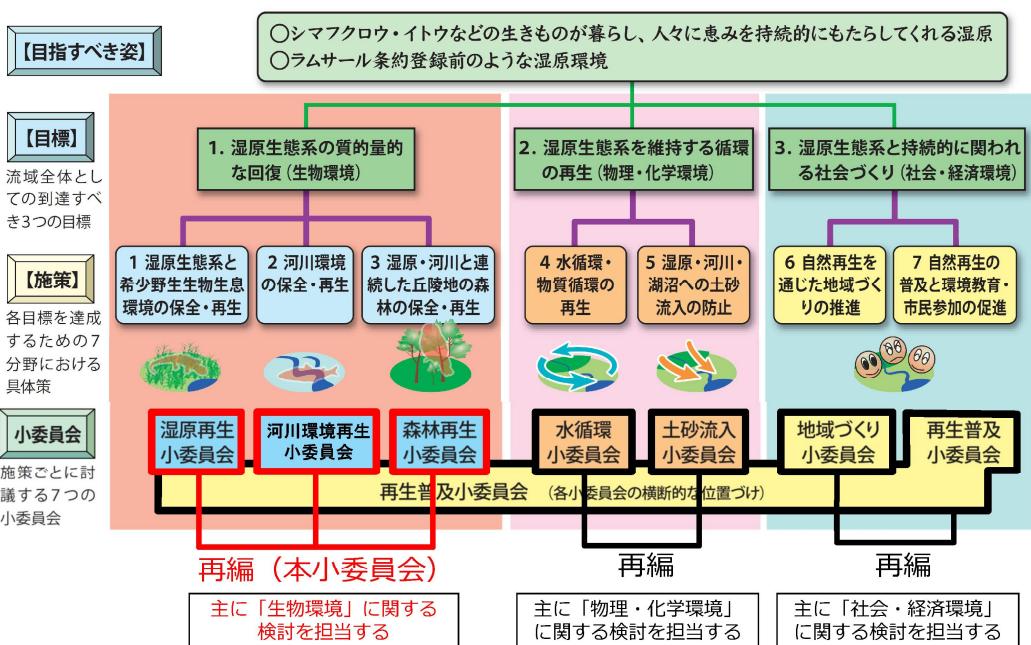
■ 再編結果(令和6年 7→3小委員会の書面同意)

- ・構成員へ令和6年10月7日～10月18日の期間で書面確認
- ・回答数 全数N=80のうち、賛成N=78、反対N=1、その他(意見なし)N=1

2. 再編後の小委員会の位置づけ

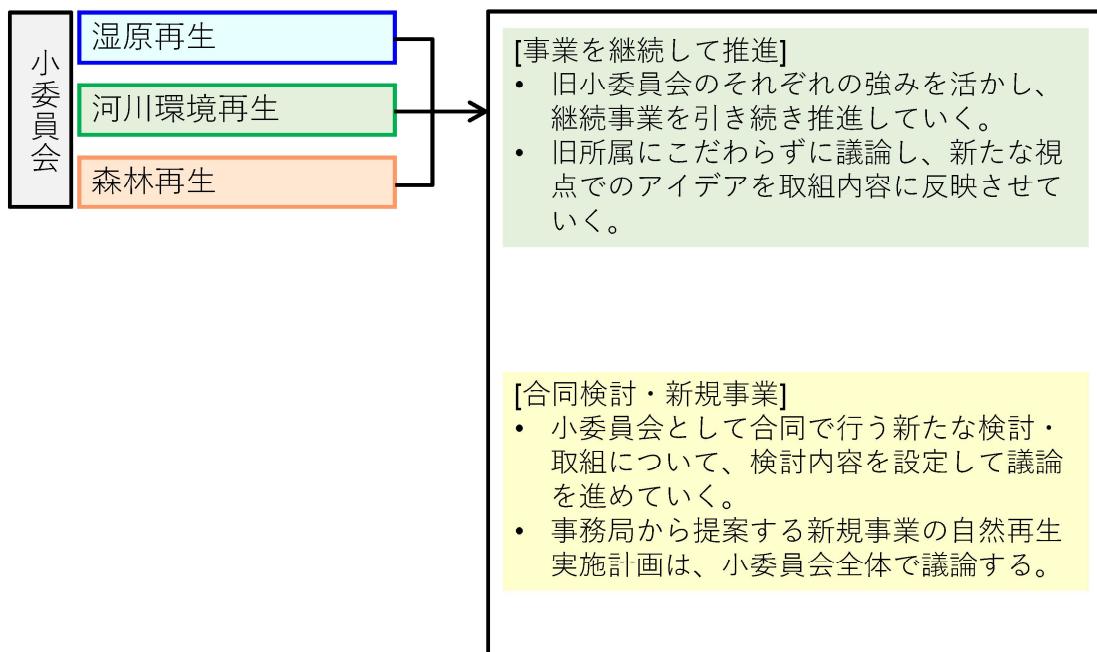
2

- ・釧路湿原自然再生全体構想策定から20年を契機に、議論の活性化や持続的な協議会運営などを鑑み、7つの小委員会を3つに再編成した。
- ・(仮称)湿原再生・河川環境再生・森林再生小委員会では、生物環境に関する検討を担当する。



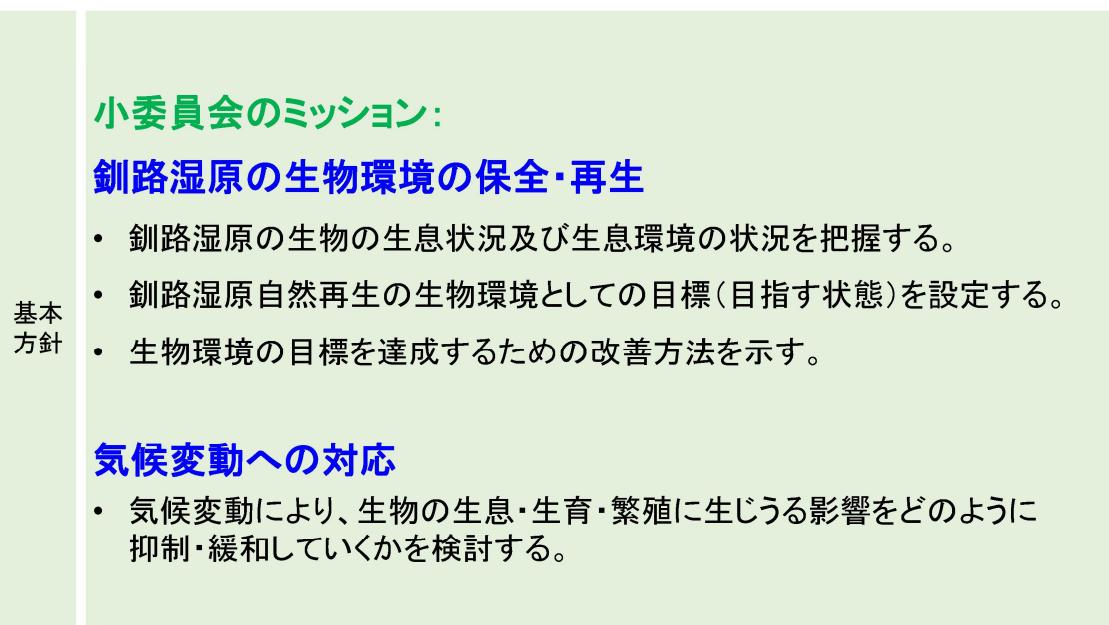
3. これからの小委員会の基本方針と実施内容(案)

3



4. これからの小委員会の基本方針と実施内容(案)

4



釧路湿原自然再生協議会運営細則の改正について

□ : 変更予定箇所

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 河川環境再生小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 地域づくり小委員会
7. 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会
湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、その実施状況及びモニタリング結果等
2. 河川環境再生小委員会（旧称：旧川復元小委員会）
河川の再蛇行化等に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
3. 土砂流入小委員会
河川への土砂流入防止に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
4. 森林再生小委員会
森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
5. 水循環小委員会
水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
6. 地域づくり小委員会
バランスの取れた社会経済活動と湿原保全の推進、観光・地域振興による湿原の賢明な利用、地元産業との連携及び情報の発信・提供等に関する事項等
7. 再生普及小委員会
釧路湿原の自然再生における環境教育、市民参加及び情報共有の推進並びに小委員会間連携の強化に関する事項等

□ : 変更予定箇所

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

1. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

1. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
2. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

平成27年3月16日 一部改正

令和2年9月1日 小委員会名称変更

令和7年3月7日 小委員会の名称・検討事項の改正

第 25 回湿原再生小委員会の発言概要と今後の検討方針

項目	発言概要（課題）	回答及び今後の対応方針
幌呂地区自然再生について	・B 区域の試験実施前の地盤高や地下水の流れなど、現状を捉えることが今後のモニタリングを評価する上で重要なである。	・地盤高は実施計画策定時に標高データを取得している。地下水は排水路に沿って下流側に流れていることを確認しており、R5 年度は地下水位計の設置や植生調査を実施したため、次年度以降に効果を検証する。
	・ツルスグやムジナスグ等の湿原本來の植生が回復している状況が見られている。群落組成調査を実施することで、湿原植生が復元したことを定量的に評価することができる。	・R5 年度に群落組成調査を実施しているため、今後解析を行い報告する。
達古武湖自然再生について	・ヒシ刈りが例年より遅れたことだが、ヒシは実をつけていたのか。	・9 月に実施しましたが、結実して既に散布され始めている状況であった。
	・ヒシの手刈りとワイヤー刈りではまだはっきりとした効果の違いは出ていないと思うが、ワイヤー刈りによる浮葉植物への影響が気になる。多様性を維持するために、浮葉植物を保全するような手法を検討してほしい。	・ワイヤー刈りのエリアは、沈水植物を保全するエリアとして、事前調査でヒシ以外の浮葉植物がいないことを確認済み。一方、手刈りのエリアは浮葉植物を保全するエリアとして、手刈りで丁寧にヒシのみを刈取っている。
	・水質は雨などの影響もあるため、昨年との比較だけでなく 5 年・10 年前の水質から比較しないと傾向がわからぬのではないか。	・2000 年以降からデータは計測しているので、過去と比較してどういう傾向なのかデータを整理する。

第 26 回河川環境再生小委員会の発言概要と今後の検討方針

項目	発言概要（課題）	回答及び今後の対応方針
ヌマオロ地区旧川復元事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道で見られるキタドジョウは本州から導入された外来種ではないかという論文が発表された。まずは捕獲した個体がキタドジョウかドジョウに分類することを目指してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家を通じて DNA 解析を実施する予定である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・カワシンジュガイを非常に多く捕獲でき、保全対策を実施できたことは非常に良かった。次年度以降、モニタリングをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度も継続して調査を実施する。
雪裡地区自然再生に向けた課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴居村からのタンチョウのねぐらへの影響配慮と、周辺農家の排水不良の改善に対してどう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号幹線明渠排水路より上流側は土砂調整地の設置を検討し、河床は現況から変化させない形で考えている。 ・農業者に対しては、治水事業で発生した土砂を活用した農地のかさ上げなどの事業連携を協議している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・雪裡川はサケが遡上する河川である。工事の際は産卵期だけではなく、冬季においても配慮してほしい。工事により細粒分が巻き上がると卵が酸欠で死ぬ可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。いただいたご意見を踏まえて今後の検討を進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧川を復元することは氾濫原に戻すことであり、現況の農地に影響しかねない。現実的ではなく、地元としては考えられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで茅沼地区旧川復元で行ってきた経験や経過、地元意見も含め、水が上昇しない範囲での検討を慎重に進めていきたいと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・茅沼の旧川復元の際には、シミュレーション結果に反して出水時に水が上昇して損害が生じた。農業者のこととも十分に考えて事業を行ってほしい。 ・事業終了後も意識したモニタリングを考えてほしい。 	

第23回森林再生小委員会の発言概要と今後の検討方針

項目	発言概要（課題）	回答及び今後の対応方針
雷別地区自然再生事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・成長した樹木の保護管を積極的に外してはどうか。 ・保護管を壊してまで植栽木の根元径を計る必要はないのではないか。 ・何らかの形で保護管を外す基準を作つてモニタリングし、食害等の情報を積み上げていけば、いつ保護管を外したら良いか決まるのでは。 ・エゾシカ等からの食害対策のコストは、防鹿柵の設置と保護管の設置のどちらが低コストなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに外すことを検討する。 ・今後は保護管上端径を計測する。 ・モニタリングを行い、情報を積み上げて保護管取外し基準を検討する。 ・防鹿柵は、下刈りと（柵の網目から侵入する）野ウサギ等による食害の補植が必要となり、追加コストが掛かる。累積コストでは保護管設置が低成本となる。
達古武地域自然再生事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・防鹿柵の取り外し時期の検討について、シカの食害を受けない高さまで苗が成長しているのであれば、仮に柵が壊れてシカが侵入したとしても苗に食害が発生することはないので、防鹿柵については積極的に維持管理をしなくても良いのではないか。予防原則をふまえて、防鹿柵を外す理由と時期に関しては、予防原則をふまえて安全側に立った具体的な判断基準があつた方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防鹿柵の設置と維持管理には一定の費用がかかる。シカの食害を受ける2m以下の時期は柵で守り、食害を受けなくなる高さに成長した後には、計画的に防鹿柵を次の場所に移すことができれば、事業費を圧縮できる。 ・柵の撤去基準となる「食害による影響が出ないと判断できる苗の高さ」については、様々な苗の高さ毎に柵を撤去して食害モニタリングすることにより、具体的な数値基準を整理する。
生態系評価モニタリング調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系評価モニタリング調査において、歩行性昆虫のデータが解釈しづらいと感じている。委員から情報や北海道全域で同様の調査があるなら教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全道的に気候変動やエゾシカによる林床植生の劣化等の影響が想定されることから、道内他地域を調査地点としているモニタリングサイト1000の森林・草原調査の結果を踏まえ、歩行性昆虫データを再整理する。

項目	発言概要（課題）	回答及び今後の対応方針
達古武地域自然再生事業について	<ul style="list-style-type: none"> 上層木のカラマツ伐採に伴う、下層の植栽木への影響はどうしても出そうか。影響を受けそうな植栽木は、可能であれば移植ができないか。 集材する場所の植栽木は必ず影響を受けるため、伐採する際には伐採する方向と集材場所に関することも含めて考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合に相談し現場を見てもらったが、倒す方向のコントロールには限度があり、下層木を保全する保証はできないとの回答であった。 令和6年の伐採試験では、一部計画を変更し、集材しない範囲を拡大し、より植栽木への影響を減らす修正をした。また伐採による影響を把握する追跡試験を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 自然共生サイトの認定申請にあたり、企業側から見てどのようなハードルが考えられるのかを聞きたい。困り事や要望はないか。釧路湿原自然再生協議会として、メンバーが持つ知識により何らかのサポートができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の際、動植物の生息生育状況、生物多様性の調査などを行い、結果を5年に一度提出することが義務付けられているが、自然再生協議会等で評価している場合には、5年に一度の提出をしなくても良い規定になっている。協議会で評価をすれば申請者の負担軽減にもなり、より効果のある評価や助言がいただけるものと考えている。